

第 3 5 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年亀岡市条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア蝕を次のように改める。

蝕 その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子
をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（第 2 条の
3 第 3 号において「1 歳 6 箇月到達日」という。）までに、
その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のも
の）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないこ
とが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 3 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、
「養育する子の 1 歳到達日」を「養育する子が 1 歳に達する日（以
下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 第 3 号中「当該子が 1
歳 6 箇月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 箇月到達日」に改め、同
条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休

業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等
育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴
い、次のとおり改正すること。

- 1 非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること。
- 2 育児休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中
の子及び養子縁組里親に委託されている子等を新たに加えること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、平成29年1月1日から施行すること。